

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会非常勤職員(あじさい会館事務員)募集案内

1 職種及び募集人員

あじさい会館事務員 1名

2 職務内容

- (1)あじさい会館管理事務室での館内等案内及び施設の利用受付及び利用料金の収受
- (2)パソコンによるデーター等の入力

3 応募資格

- (1)高齢者、障がいのある方等の支援に熱意と関心がある人
 - (2)平成31年1月21日から勤務可能な人
- ※ただし、次のいずれかに該当する人は、申し込みできません。
- ・成年被後見人、被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市立あじさい会館管理事務室（相模原市中央区富士見6丁目1番20号）

5 勤務日時

- (1)勤務日 日曜日から土曜日までの指定する日（月 12～13 日間程度）
- (2)勤務時間 平日は、午前8時30分から午後3時30分まで（午後1時から午後2時までは、休憩時間）、又は午後1時から午後7時まで
土曜日、日曜日及び祝日は、午前8時30分から午後3時30分まで（午後1時から午後2時までは、休憩時間）
いずれも年末年始を除く。また、時間外勤務をさせることがあります。

6 賃金

時給1000円

7 採用予定日

平成31年1月21日（月）

8 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。

採用年度の任期は、平成31年1月21日から平成31年3月31日までとします。

なお、任期は、年度ごとに相模原市社会福祉協議会と採用者双方に異存がない場合、1年単位で更新することができます。(年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を言います。)

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員就業規程第29条に基づき、任期終了時点で満65歳に達している方についての任期の更新は、できません。

また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

9 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の申込書及び作文用紙に必要事項を記入し、第1次審査結果通知返信用封筒 8 2 円切手を貼付し、宛名(必ず申込者の住所・氏名)を記入したものを添えて、相模原市社会福祉協議会あじさい会館(あじさい会館1階管理事務室)へ本人がお持ちいただくか、御郵送ください。(受付期間最終日の午後5時15分までに必着)

提出された申込書・作文は返却しませんのでご了承下さい。

- (2) 受付期間 平成30年12月10日(月)から平成31年1月8日(火)(ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(平成30年12月28日～平成31年1月3日)を除く。)

- (3) 受付時間 午前9時から正午、午後1時から5時15分まで

- (4) 面接予定 平成31年1月14日(月・祝)
(面接時間等は、第1次審査合格者へ通知します。)

- (5) 受付場所及び問合せ先

相模原市立あじさい会館管理事務室

相模原市中央区富士見6丁目1番20号

電話 042-759-3963

担当 小埜